

# 令和7年度 事業計画

## 1 基本方針

農地中間管理事業については、令和3年度からスタートした「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」に基づき『経営耕地面積の約8割を認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織などの「産業の担い手」が担う』農業構造の実現を目指し、農地中間管理機構として、市町推進チーム会の活動を一層活性化し、県、市町、農業委員会、JAなど関係機関と連携を図りながら、担い手への農地集積・集約化に積極的に取り組んでまいります。

具体的には、異常気象等に伴う農産物生産の不安定や資材価格等の高騰などにより、農業者の規模拡大意欲が低下する一方、担い手の高齢化・減少が急速に進むなど、農業及び農地を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いています。そうした中で、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を定める取組みが市町において進められ、各地域において、中間管理事業を活用する取組方針が策定されたものの、一方で、地域の課題（担い手の不足、農地の条件整備など）も明らかとなっています。こうした状況を踏まえ、当公社においても、県・市町や推進チーム会と連携し、推進対象集落や推進手順を明確にした上で、地域課題を解決する手段としての中間管理事業のメリットを活用して、地域全体として中間管理権を設定する取組みを進めることで、地域計画を実行する取組みが地域の農地を守り、地域農業の発展に繋がるよう、積極的に取り組んでまいります。

また、担い手への農地集約化を目指す地域計画の策定や地域が目標とする将来の具体的な農地利用の姿（「目標地図」）の明確化、農地貸借ルートについて農地バンク経由を軸とする貸借手法の見直しなどを内容とする改正法が令和5年4月1日から施行され、市町において、令和7年3月31日までに県内423地区、農用地等面積44,781haとなる地域計画を滞りなく策定・公告の予定となっています。このことから、当公社としても、県内で担い手不足の地域が6割を超える状況を踏ま

えて担い手の確保・掘り起こし・マッチングの支援を行い、地域計画ができるかぎり実効性のあるものとなるよう、取り組んでまいります。また、担い手が急速に高齢化・減少するなど農業及び農地を取り巻く厳しい状況を踏まえ、地域計画作りと並行して、地域計画の実現に向けた取組みと地域の話し合いの機会を捉え、中間管理事業を活用して、農地を守る取組みや農地の集積・集約化を進めてまいります。

諫早湾干拓農地については、第4期（令和5年度～令和9年度）の3年目を迎える中、引き続き関係機関と連携の下、経営指導や作付状況等の調査及び環境保全協議会や平成諫早湾土地改良区等での意見交換を継続しながら、農地の適切な管理と営農支援を図り、リース料の確実な確保に努めます。

併せて、「諫早湾干拓農地の排水改善対策実施方針」に基づく排水改善対策を計画的に実施しながら、環境に調和した先進的な営農の確立に努め、農地リース事業を推進します。

また、訴訟関連については、国、県、当公社を被告とするカモ食害損害賠償等請求訴訟については、令和6年12月18日に最高裁の決定が行われ、公社及び国、県の全面勝訴が確定しました。他方、当公社が、諫干農地を不法占拠している2者に対して農地の明け渡し等を求めて提訴している土地明渡等請求訴訟については、令和7年2月19日に最高裁の決定が行われ、公社が勝訴したことから、今後は強制執行等により土地明渡しと建物収去を行い、次の入植者への公募手続きを進めてまいります。

## 2 事業内容

### （1）農地中間管理事業

#### ① 農地の貸借

市町推進チーム会など関係機関と緊密に連携し、地域計画の将来方針等の中に「中間管理事業の活用による農地の集積・集約化」を位置づけた地域等を中間管理事業の重点推進地区に位置づけ、推進対象及び推進手順を明確にした上で、計画的に中間管理事業の推進を図るとともに、地域計画の策定において把握・整理

された農業者の年齢構成や後継者の有無、経営規模の縮小や拡大等農業者等の意向や地域・集落の課題を踏まえ、中間管理事業のメリットを活用して担い手の確保や農地の条件整備等の課題解決に向けて取組みを推進してまいります。

また、遊休農地であっても、解消すれば、担い手が活用できる農地にあつては、推進チーム会と連携し担い手の確保を図りながら積極的に借受け、遊休農地の解消に取り組みます。

(事業計画)

| 区 分   | 面 積 (h a) |        | 備 考                              |
|-------|-----------|--------|----------------------------------|
| 農地の貸借 | 借受面積      | 800 ha | R6年度計画(実績見込み)<br>800 (1, 109) ha |
|       | 貸付面積      | 800 ha | 800 (1, 183) ha                  |

② 農地の条件整備を契機とした農地中間管理事業の推進

地域計画の中で、農地の条件整備に取り組む方針を立てた地域について、推進チーム会メンバーの役割分担の下、地域と連携し、中間管理事業を活用してまとまった農地の確保を行い、機構関連事業(補助率100%)や県営基盤整備事業(補助率92.5~95%)、簡易な基盤整備事業(農地耕作条件改善事業)、遊休農地解消緊急対策事業(定額助成43千円/10a)を活用した条件整備や遊休農地の解消を進めてまいります。

事業の推進においては、関係機関と連携し、機構関連事業の実施に向けて計画的に農地を中間保有する取組みや自ら耕作意欲のない農地所有者に代わり土地改良法3条資格者として基盤整備事業に参加して経常賦課金を負担する取組み、遊休農地を借り受けて除草・耕起して担い手に貸し付ける取組みを行い、これらを契機とした中間管理事業を推進します。

(事業計画)

| 区 分  | 面 積 (h a) |       | 備 考  |
|--|-----------|-------|--|
| 農地条件整備への参画や地<br>図化支援等農地の条件整備<br>を契機とした中間管理権の<br>設定 | 面積        | 93 ha | ・ 機構関連事業中間保有<br>4地区 65 ha<br>・ 経常賦課金の負担<br>3地区 14 ha<br>・ 遊休農地の解消<br>県下 3 ha |

③ 農地の売買

認定農業者等が経営規模の縮小や離農を図ろうとする者から農地を買い入れる場合において、認定農業者等からの申し出に基づいて、機構がその購入資金を全国農地保有合理化協会から無利子で借り受け、買入れ・売り渡します。

(事業計画)

| 区 分   | 面 積 (h a) |      | 備 考                      |
|-------|-----------|------|--------------------------|
| 農地の売買 | 買入面積      | 4 ha | 全国農地保有合理化協会<br>・ 担い手支援資金 |
|       | 売渡面積      | 4 ha |                          |

(2) 諫早湾干拓農地保有管理事業

令和5年度から新たに5年間(第4期)の利用権を設定し、現在37の経営体で営農が営まれています。

干拓地においては、労働力の確保問題や鳥獣被害などの厳しい生産環境が見られる反面、レタス・ブロッコリー・たまねぎ等大規模な露地野菜やいちごのハウス栽培の導入など、広大な干拓地ならではの営農活動が展開されています。

当公社としては、引き続き、営農計画達成に向けた経営相談会や意見交換会を通じて、営農活動の支援や環境保全型農業の推進、排水改善対策や鳥獣被害防止対策等に取り組むとともに、適切な農地の管理と的確な作付状況の把握等を関係機関と連携して取り組みます。

また、第4期利用権設定の際、3年間の利用権を設定した1営農者については、今年度、利用権設定の可否についての審査を行います。

なお、本年4月1日からの改正基盤強化法の本格施行に対応するため、賃借権の設定が円滑に行えるよう関係機関との連携強化を図ってまいります。

土地明渡等請求訴訟（被告は利用権再設定を認めることが適当ではないと判断された営農者2経営体）については、最高裁決定で公社の勝訴が確定したことから農地の明け渡しに向け弁護士や関係機関と連携して適切に対応します。

潮受堤防排水門開門問題については、干拓営農者や関係機関等とも連携して、適切に対応します。

### ① 諫早湾干拓農地貸付計画

関係機関と連携し、営農者の経営安定を図る中で、リース料の徴収確保に努めます。

(貸付計画)

| 借受者          | 面積    | 賃貸料       | 備考 |
|--------------|-------|-----------|----|
| 38件<br>(県含む) | 620ha | 124,000千円 |    |

- リース料：10アール当たり標準2万円

注) 小江嵩上工事等分(面積11ha)及び土地明渡訴訟分(面積41ha)は除く

### ② 宅地等用地

使用処分計画の変更により増反者及び関連事業者への売却が可能となっていることも活用しながら、関係機関とも連携を図り、宅地等用地の売却促進に努めます。

| 区分 | 区画数 | 面積(m <sup>2</sup> ) | 売却金額     | 備考 |
|----|-----|---------------------|----------|----|
| 計画 | 10  | 10,000              | 52,000千円 |    |

(参考)

|      | 区画数 | 面積 (㎡)    | 備 考           |
|------|-----|-----------|---------------|
| 全 体  | 91  | 84,703.53 | 取得額 341,000千円 |
| 緑地等  | 16  | 14,320.86 | 売却対象外         |
| 宅 地  |     |           |               |
| 総 数  | 75  | 70,382.67 |               |
| 売却済み | 43  | 38,819.99 |               |
| 未売却  | 32  | 31,562.68 |               |

### ③ 排水改善対策

令和6年に策定した諫早湾干拓農地排水改善対策実施方針に基づき、国の事業予算と公社積立金を確保するとともに、営農者との協議を踏まえ、計画的な排水改善対策を進めます。

令和7年度については暗渠配水管の再整備及び客土嵩上げ計画に基づき排水改善対策を実施します。

(事業計画)

#### ○暗渠整備

第3期3ヶ年（令和6～令和8年度）の整備計画24.81haについて、国庫補助事業枠と公社積立金の確保を図りながら計画的に取り組んでまいります。

令和7年度については、中央干拓1圃場1.60haを計画しています。

| 圃場数 | 面積<br>(ha) | 事業費<br>(千円) | 公社負担<br>(千円) | 備考      |
|-----|------------|-------------|--------------|---------|
| 1   | 1.60       | 5,500       | 1,100        | 令和7年度計画 |

注) 暗渠整備は国庫補助事業（7年度から定率補助）と公社特別積立金を財源に、土地改良区を事業主体として実施している。

#### ○客土嵩上げ

地盤沈下等により圃場面が耕作道から低く対策が必要な圃場の客土嵩上げについて、本明川ダム建設工事の残土を活用し、令和7年度の単年度事業として取り組みます。

| 圃場数 | 面積<br>(ha) | 事業費<br>(千円) | 公社負担<br>(千円) | 備考      |
|-----|------------|-------------|--------------|---------|
| 4   | 7.64       | 25,000      | 5,000        | 令和7年度計画 |

注) 客土嵩上げは暗渠整備と同様の財源、事業主体で実施する。